

点検評価表（外郭団体）

I 団体の概要

（平成30年4月1日現在）

団体名	公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター		
所在地	静岡市駿河区南町11番1号	設立年月日	平成3年12月2日
代表者	理事長 酒井 公夫	県所管課	静岡県警察本部組織犯罪対策課
設立に係る根拠法令等	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）		
団体の沿革	平成4年6月4日静岡県公安委員会指定 平成4年12月8日特定公益増進法人認定 平成23年4月1日公益財団法人移行		
運営する施設			
団体ホームページ	http://www.shizu-boutui.or.jp/		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	660,354	81.0
市町村	150,000	18.4
民間	4,771	0.6
基本財産(資本金)計	815,125	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	1	常勤職員	5
うち県OB	1	うち県OB	2
うち県派遣	0	うち県派遣	2
非常勤役員	11	非常勤職員	10
役員計	12	職員計	15

II 点検評価（団体の必要性）

1 団体の設立目的（定款）

暴力団員による不当な行為を予防するための広報事業、暴力団員による不当な行為についての相談事業、暴力団員による不当な行為の被害者に対する救済事業等を行うことにより、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって安全で住み良い静岡県づくりに寄与することを目的とする。

2 団体が果たすべき使命・役割

不透明かつ巧妙に社会へ介入し、資金獲得活動を続けている暴力団に対し、官民一体となった排除活動を推進し、県民等の安全かつ平穏な生活を確保する。

3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会 経済環境の変化や 新たな県民ニーズ	官民一体となって、社会から暴力団排除する気運の高まりにより、県内事業者が企業活動を行っていく上で、当センターが実施する情報収集・提供や各種講習等事業の重要性が増している。 相談者からは、暴力団への対処要領等に関する情報提供や講習会等の開催が求められている。
行政施策と団体活動 との関係(役割分担)	暴力団が、不透明且つ巧妙に社会へ浸透して資金獲得活動を続けている中、これらを根絶するためには警察における取締りと規制のほか、企業や民間による排除活動等官民一体となった排除への取り組みが必要である。暴追センターはその中心的存在として企業や市民に対し、広報啓発、民間自主活動の援助、相談、少年に対する影響排除、暴力団からの離脱支援、不当要求防止責任者講習、暴力団情報管理機関の業務援助、被害者救援、少年指導員研修等多岐にわたる援助、支援を行っている。
民間企業や他の団体 との関係(役割分担)	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定により、県公安委員会から指定された団体で、県内で当団体の他に事業内容や活動分野が類似する団体は存在しない。

4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	H29 決算	H30 予算
自主事業	相談、助言事業・助成、貸付事業	・暴力団員による不法、不当な行為の被害者等からの相談及び助言 ・少年及び暴力団離脱希望者からの相談及び助言 ・離脱希望者雇用給付金支給 ・民事訴訟費用の無利子貸付 ・被害者見舞金支給	8,271	10,200
自主事業	広報啓発事業・暴力団排除活動支援事業等	・広報啓発 ・暴力追放県民大会の開催 ・少年に対する暴力団の影響を排除するための広報啓発 ・視聴覚教材の貸出 ・民間団体が行う暴力団排除活動支援 ・暴力団事務所等の監視及び情報の収集、提供及び調査活動 ・少年指導委員に対する育成事業	16,234	17,010
県委託	不当要求防止責任者講習事業	暴力団からの不法、不当な行為の被害を防止するため、知識技能の普及と思想の高揚を図る目的で、県公安委員会の委託を受け、企業、事業所及び行政機関から不当要求防止責任者として選任された社員、職員に対し、教本やビデオ等視聴覚教材を使用した講習会を無償で開催し、講習終了時には「選任事業者の証」、「受講修了書」を交付している。	5,063	5,545
合 計			29,568	32,755

5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値(年度)
	H27	H28	H29	評価	
暴力追放友の会 会員(賛助会員)数 (人)	1,200	1,200	1,200	C	800 (30)
	797	784	758		
不当要求防止責任者 講習受講者数 (人)	2,000	2,000	2,000	A	2000 (30)
	1,780	2,731	2,775		
職域暴追団体数 (団体)	40	40	40	B	40 (30)
	34	35	38		
()					()

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	暴力団の不法行為から県民を守り、安全で安心できる街づくりを実現するため、警察、県下の行政機関、自治体、各暴力追放組織連携して定款に定める公益事業を適正かつ効果的に推進した。事業推進の基本方針は、事業の活性化、財政基盤の確立とし、暴追センター行動計画を基に「警察と県民の橋渡し役」暴力相談については「駆け込み寺」の役割を果たした。賛助会員の増加は、団体の財政基盤の安定化にも繋がることから継続して広報活動、暴排施策の推進により獲得を図ることとした。	○	暴力追放友の会会員数については、当初の目標には届いていないが、会費未払いの会員の排除・見直しにより、真に団体の活動に理解を示す会員の獲得を図っているものであり、会費収入については、少額ではあるが増加傾向にあり、会員の質が改善された成果であると評価できる。 また、不当要求責任者講習については団体等の働き掛けにより、県や一部市町で導入された暴排施策が運用されはじめ、受講者は増加傾向にあり、職域暴追団体についても平成30年度中に達成できる見込みにあることから、事業成果にあっては良好であったと判断する。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	暴力団等の不当要求行為から県民を守り、暴力団のいない安全で住みよい静岡県を実現するため、警察、行政機関及び弁護士並びに地域・職域暴力追放協議会と連携を密にし、被害を受けるおそれのある県民と警察との橋渡し役を果たした。また、定款に定める公益目的事業についても積極的に取り組み、政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとしてまとめられた所謂「反社指針」において外部専門機関として団体の必要性が明確に示され、静岡県暴力団排除条例においても暴力団排除推進団体と定められていることから、今後益々県民へ団体の周知を図りながら事業推進に務めることとする。	○	当団体は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を根拠として設立し、県内で唯一の暴力団排除推進団体として事業活動を行っており、平成19年6月に政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとしてまとめられた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」においても、その外部専門機関としての位置づけが明確に示され、更には、平成23年8月施行の「静岡県暴力団排除条例」においても、暴力団排除の推進団体とされ、これまで以上に事業の充実が求められていることから、団体の必要性が認められる。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況（過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況）

行財政改革推進委員会意見 (経営健全性に係るもの以外)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
一層の収入確保に努めながら、県民ニーズを踏まえた事業を行う。	△ 継続して暴力団追放友の会会員増強及び暴追自販機の設置拡大に努め、微増なるも、収入確保策を講じながら、県警察との連携を密にし、変化する暴力団情勢を的確に把握して、県民に還元するよう努めている。	△ ・警察官を派遣していることにより、スムーズな情報共有が図られている。 ・一定の寄付金が寄せられた企業等に対し、暴力追放県民大会で賞揚するなど、友の会会員増強の支援を推進している。

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

1 財務状況

（単位：千円）

区 分	H27 決算	H28 決算	H29 決算	評価	備考（特別な要因等）	
健全性指標	単年度収支 (d-h)	8,370	761	-1,012	C	
	経常損益 (a+b-e-f)	8,370	761	-1,012	C	
	公益目的事業会計	3,858	-196	-327	—	
	収益事業等会計	0	0	0	—	
	法人会計	4,512	957	-685	—	
	剰余金	25,762	24,233	22,147	A	

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区 分	H27 決算	H28 決算	H29 決算	主な増減理由等	H30 予算	
資産の状況	資産	914,236	920,311	924,931		920,754
	流動資産	26,029	24,479	22,727	現金・預金△1,255前払金△527	15,889
	固定資産	888,207	895,832	902,204	指定寄付金準備金預金5,065、 暴力団事務組撤去準備金預金2,000	904,865
	負債	2,096	2,299	2,865		2,735
	流動負債	267	245	580	未払い金338 預り金242	260
	固定負債	1,829	2,054	2,285	退職給付引当金 232	2,475
	正味財産/純資産	912,140	918,012	922,065		918,019
	基本財産/資本金	815,125	815,125	815,125		815,125
	剰余金等	25,762	24,233	22,147		15,629
	運用財産	71,253	78,654	84,793	平成29年度指定寄附金5,064	87,265
収支の状況	事業収益 (a)	3,000	3,000	3,000		3,000
	うち県支出額	3,000	3,000	3,000		3,000
	(県支出額/事業収益)	(100.%)	(100.%)	(100.%)		(100.%)
	事業外収益 (b)	43,718	36,670	33,460		34,025
	うち基本財産運用益	25,573	18,274	14,731	早期償還による運用益見込減額△3,543	12,500
	特別収益 (c)	0	0	0		0
	うち基本金取崩額	0	0	0		0
	収入計 (d=a+b+c)	46,718	39,670	36,460		37,025
	事業費用 (e)	30,326	30,910	29,568		32,755
	うち人件費	20,740	20,508	20,669		22,700
	(人件費/事業費用)	(68.4%)	(66.3%)	(69.9%)		(69.3%)
	事業外費用 (f)	8,022	7,999	7,904		8,630
	特別損失 (g)	0	0	0		0
支出計 (h=e+f+g)	38,348	38,909	37,472		41,385	
収支差 (d-h)	8,370	761	(1,012)	運用財産の早期償還	(4,360)	

2 経営改善の取組の実施状況と評価

基本財産運用益が減少傾向にあるなか、新たな運用商品の選別はもちろんのこと、県内各市町の公共工事入札にかかる暴排評価点の導入を働きかけることによる暴力団追放友の会会員増強を図るとともに、経費のかかりにくい不当要求防止責任者講習の開催に改めて事業費を見直す等、経費節約に努めていることにより、基本財産、健全化預金等の取り崩し予定はなく、限られた予算の中で県民のニーズに精一杯応えようと経営努力をしている。

3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

ひとえに運用中の基本財産の早期償還による収入減が最大の要因であるが、印刷製本費等の経費節約により、赤字解消に務める。

4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	法人会計上、経常増減額はマイナスとなっているが、正味財産としては、プラスとなっており、経営の健全性は保たれている。しかしながら、早期償還された投資有価証券の新たな運用先は未だ見つからないため、安定した財政基盤を確立するため、静岡経済研究所、公認会計士等の助言による新たな投資有価証券の発掘、暴力団追放友の会の会員増強を図るとともに、県に対して不当要求防止責任者講習委託費の増額を要請していく。	△	現在まで団体の基本財産、特定資産を取り崩す予定はなく、健全な経営がなされているものと認める。しかし団体の評価は記載のとおり、団体の運営財源の3本柱のひとつである基本財産の運用益については、投資有価証券が早期償還され、減益が進行しており、友の会会費収入は微増で基本財産運用益の減少分を補うまでには至っていない。このままの状態が続くと減益分をカバーできなくなる可能性があることから、財政基盤の安定化に向けた各種施策を推進するよう指導していくこととする。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況（過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況）

行財政改革推進委員会意見 （経営健全性に係るもの）	対応状況			
	団体記載		県所管課記載	

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<p>友の会会員(賛助会員)数については、目標値と実績がかけ離れたものとなったが、会員の整理活性化を図ったものであって、会費収入自体は増加傾向にある。しかし、基本財産運用益が減少していることから、引き続き、会員増強を図る必要があり、その方策として、平成28年4月に、県が発注する公共工事の入札に参加を希望する企業に不当要求防止責任者講習受講者がいる場合には評価点が加点される制度が新設され、以後、市町でも同様の制度が導入されはじめていることから、それらを有効に活用し、不当要求防止責任者講習受講者や賛助会員の新規加入を積極的に働きかけ、目標値の達成はもとより財源の安定確保を目指す。</p> <p>また、広報啓発活動については、多種多様な広報に努めながら、県民に団体の活動等を周知させるため、効果的に広報活動を実施していく。</p>	<p>安定した財政基盤の確立なくして健全な経営はあり得ないため、所管課においても、今後各種暴排施策を推進して、経常収益の増加に繋がる活動に協力していく。</p> <p>また、現在の経済情勢等から基本財産の運用益に依存した収入確保について抜本的に改変する時期となっている。</p>

2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町が発注する公共工事の入札に参加を希望する企業に不当要求防止責任者講習受講者がいる場合には評価点が加点される制度の新設を制度未整備の自治体に働きかけ、建設業の健全化、延いては暴力団追放友の会会員の増強を図る。 ・中小企業対策として、県内に15箇所ある商工会議所に暴力団排除の重要性を働きかけ、商工会議所を中心に個人企業等が円滑に活動を推進できるよう暴力団排除対策協議会の設立等呼びかける。 	<p>左記対策を推進することにより、暴力団排除活動が広がりを見せ、暴力団追放友の会会員が増加すれば団体の財政面においても有益であることから、団体と協同して推進を図る。</p>

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	H27	H28	H29	H30	備考(増減理由等)
常勤役員数	1	1	1	1	
うち県派遣	0	0	0	0	
うち県OB	1	1	1	1	
常勤職員数	5	5	5	5	
うち県派遣	2	2	2	2	
うち県OB	2	2	2	2	
県支出額	3,000	3,000	3,000	3,000	
補助金	0	0	0	0	
委託金	3,000	3,000	3,000	3,000	
その他	0	0	0	0	
県からの借入金	0	0	0	0	
県損失補償等	0	0	0	0	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・損失補償等は期末残高

2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	平成24年に公益財団法人移行にともない大幅な定員削減を実施して以降、適正な役職員の定員管理を行なっている。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	常勤の役員は1名で県職員OBである。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	○	県民と警察の橋渡し役として、安定した事業を行うための必要最小限度の人数にとどめている。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	○	暴力団組織の排除・壊滅には官民一体となった対策が必要であるが、構成員の潜在化や資金獲得活動の多様化など暴力団情勢は日々変化しており、こうした中、暴力団対策に精通した現職警察官を派遣することで、社会情勢に合った情報の提供や安全確保を最優先とする相談等に対する即時判断、警察担当部署へのスムーズな引継ぎ・事件化が可能になるなど、対策強化のための必要性・有効性が認められる。
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	県から補助金等の支出や借入金等はない。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	—	—		
利用者アンケート	—	—		
利用者等 意見交換会	—	—		
その他 (事業を通じて把握)	○	—	各種公益事業を通じて利用者(県民)の意見・要望の把握に努めている。	・暴力団の最近の情勢を知りたい ・不当要求を受けた際の具体的な対応要領について知りたい

○:実施している／公表している —:実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

--